

子育てのための施設等利用給付認定を受けている児童にかかる 育児休業中の保育継続利用の取扱いについて

育児休業中は、家庭において保育をすることができる状態にあることから、原則として施設等利用給付認定は認められませんが、児童福祉の観点から入所児童の発達上、保育環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、保育の継続利用の必要性を認め、認定の継続を行います。

1 育児休業中の保育継続利用を認める条件について

入所児童の 年齢区分※ ¹	育休取得対象児童に 係る育児休業期間	継続可否	
5歳児	不問	○	継続利用可能
3・4歳児	1年以内の休業		
	1年を超える休業	△	<u>児童福祉の観点から当該児童の発達上、保育環境の変化が好ましくない旨の施設長の意見が付された場合は、市の審査により継続利用の可否を判定</u>
3歳未満児	1年以内の休業		
	1年を超える休業	×	継続利用不可

※ 年齢区分は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する年度の4月1日時点の年齢で判断します。

2 提出書類

- (1) 施設等利用給付認定 変更認定申請書
- (2) 育児休業に係る 保育継続申込書
- (3) 育児休業期間が分かる証明書（就労証明書、育児休業証明書 など）

3 留意事項

- (1) 「妊娠・出産」を事由として認定を開始した短期利用の児童については、育児休業中の保育継続利用は認めません。
- (2) 育児休業を延長・再取得する場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日を基準日として休業期間を算定し、保育継続利用の可否を判定します。
- (3) 育児休業取得の対象となった児童について、保育施設の入所申込みの結果、入所不承諾となった場合は、継続利用を延長できません。（延長期間は市と協議の上で決定します。）
- (4) パパ・ママ育休プラスを利用する場合は、育児休業中の保育継続利用を認める期間を調整する場合があります。
- (5) 育児休業中に、これまで利用してきた施設と異なる施設を利用した場合は、給付の対象になりません。また、同じ施設の利用であっても、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業については給付の対象になりません。